



長野県報

11月4日(木)
平成22年
(2010年)
第2214号

目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課).....	1
森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	2
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課).....	3
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課).....	3

公告

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更及び変更に係る土地利用基本計画図の閲覧(企画課土地対策室)...	3
長野県環境影響評価条例に基づく方法書の縦覧(自然保護課).....	4
争議行為を行う旨の通知の公表(労働雇用課).....	4
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農業政策課).....	4
都市計画区域の変更(都市計画課).....	5
特定調達契約に係る落札者の決定(9件)(道路管理課).....	23
一般競争入札(道路管理課).....	25
一般競争入札(砂防課).....	27
一般競争入札(高校教育課).....	27
一般競争入札(2件)(特別支援教育課).....	28



長野県告示第635号

平成22年11月25日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

財政課

長野県告示第636号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

1 保安林の所在場所

上伊那郡箕輪町大字東箕輪字細工沢2438のイ、2439の1(次の図に示す部分に限る。)、字東ヶ沢2441、2442、2445から2449まで、2450の1、2657、2658の1、2658の5、2752から2756まで、字御射山平2750、2751、字入道沢2775、2776のロの1、2777、字古ヶ沢2778(次の図に示す部分に限る。)、2779、字澤入2780の1から2780の12まで、字土ヶ沢2781、2786、2799、2800のイ、2800のロ、

2802、2803のイの1、2803のイの2、2803のロ、2804のイの1から2804のイの3まで、2804のロ、2805、字山ノ神2806のイの2

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東ヶ沢2442(次の図に示す部分に限る。)、2445から2449まで、2450の1、2657(次の図に示す部分に限る。)、2658の5、2752から2756まで・字御射山平2750・2751・字入道沢2775・2776のロの1・2777・字古ヶ沢2778・2779・字澤入2780の1・2780の3・2780の4・2780の8・2780の9・字土ヶ沢2781・2786・2799・2800のイ(以上21筆について次の図に示す部分に限る。)、2800のロ、2803のイの1・2804のイの3・2805・字山ノ神2806のイの2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第637号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊那市伊那10001の81、10001の82
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊那10001の81・10001の82（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第638号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡辰野町大字伊那富字日影竹ノ入1312の8、1312の9、1312の口の1から1312の口の7まで、1313、字北瀬戸1989の口、1990の口の1から1990の口の3まで、1992の口、字後沢1990のイ、1991の1、1992のイ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北瀬戸1989の口、1992の口、字後沢1990のイ、1992のイ
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第639号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡飯島町飯島438の1、438の5、本郷2449の1、2449の3、2449の4、2450の1、2450の3、2451の1、2451の3、2452、2453の1、2453の3、2454の1（次の図に示す部分に限る。）、2455の1、2455の2、2455の4、2456の1、2456の2、2456の4、2456の6、2456の7、2457の1、2457の2、2457の9から2457の11まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第640号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字和合793の2・794・795（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、796、797（次の図に示す部分に限る。）、801の1、802、803の1（次の図に示す部分に限る。）、803の2、804の1、804の2、805の1から805の4まで、805の5

(次の図に示す部分に限る。)、805の12から805の14まで、807の1、807の3から807の8まで、807のロ、809、815

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第641号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

都市計画課

道路の種類	路線名	区 間
県道	駒ヶ根駒ヶ岳公園線	駒ヶ根市赤穂497番の1253地先から 駒ヶ根市赤穂759番の336地先まで

道路管理課

長野県告示第642号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

松本都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

長野県告示第643号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

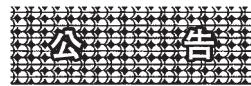
平成16年長野県告示第352号で定めた松本都市計画市街化区域に松本市大字和田字口無、字北野尻、字上西原及び字南西原の各一部を加える。

(2) 市街化調整区域

松本都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び松本市役所



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画部企画課土地対策室及び地方事務所において一般の縦覧に供します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)
都市地域	351,273	25.9	351,309	25.9
農業地域	463,532	34.2	463,510	34.2
自然公園地域	278,523	20.5	278,549	20.5

企画課土地対策室